



# 島根県報

平成25年12月20日（金）

第2,557号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

火薬類取締法の規定による指定試験機関の名称変更の届出	（消 防 総 務 課）	2
火薬類取締法の規定による指定試験機関の試験事務を取り扱う事務所の所在地変更の届出	（       "       ）	2
種畜証明書の書換交付の通報	（食料安全推進課）	2
換地処分	（農 村 整 備 課）	2
保安林の指定（2件）	（森 林 整 備 課）	3
保安林の指定の解除	（       "       ）	3
島根県森林整備工事入札参加資格審査要綱の一部改正	（       "       ）	4
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	4
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	（会 計 課）	5

### 【公 告】

肥料の登録の更新	（食料安全推進課）	5
景観形成住民協定の認定	（都 市 計 画 課）	5

### 【特定調達公告】

島根県財務会計システム開発及び運用・保守業務に係る提案競技の実施	（会 計 課）	6
----------------------------------	---------	---

## 告 示

### 島根県告示第824号

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第45条の7第2項の規定により、次のとおり指定試験機関の名称の変更の届出があったので、同法第53条第2項第3号の規定により告示する。

平成25年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定試験機関の名称		主たる事務所の所在地	試験事務を取り扱う 事務所の所在地	変更年月日
変 更 前	変 更 後			
社団法人全国火薬類保安協会	公益社団法人全国火薬類保安協会	東京都中央区八丁堀4 丁目13番5号	島根県松江市殿町1	平成25年4 月1日

### 島根県告示第825号

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第45条の7第2項の規定により、次のとおり指定試験機関の試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第53条第2項第3号の規定により告示する。

平成25年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定試験機関の名称	主たる事務所の所在地	試験事務を取り扱う事務所の所在地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
公益社団法人全国火薬類保安協会	東京都中央区八丁堀4丁目13番5号	島根県松江市殿町1	島根県松江市北堀町15	平成25年12 月9日

### 島根県告示第826号

家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条に規定する種畜証明書の書換交付をした旨の家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定による通報があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成25年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	書換交付の事由
10504126671	清風1（全和黒原5156）	肉用牛 黒毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更

### 島根県告示第827号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成25年12月10日付けで県営土地改良事業に係る金城地区新開工区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成25年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第828号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林の所在場所

飯石郡飯南町志津見587-1

## 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第829号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町北方尻無1168-4、1169、1171、北方森地山1176、1176-2

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第830号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
浜田市下府町2164-109
- 2 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

**島根県告示第831号**

島根県森林整備工事入札参加資格審査要綱（平成18年島根県告示第11号）の一部を次のように改正する。

平成25年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第2号ウ中「社団法人日本森林技術協会」を「一般社団法人日本森林技術協会」に改める。

第3条第1項中第11号を第13号とし、第10号の次に次の2号を加える。

- (11) 知事が別に定めるところによりしまね障がい者就労応援企業（しまねゆめいくカンパニー）の認定を受けている場合  
合にあっては、当該認定を証する書面の写し
- (12) 知事が別に定めるところによりしまね子育て応援企業（こっころカンパニー）の認定を受けている場合にあって  
は、当該認定を証する書面の写し

「10 印 鑑 証 明 書 部  
 様式第1号中 11 使 用 印 鑑 届 部 を  
 12 委 任 状 部」

「10 しまねゆめいくカンパニー認定書の写し 部  
 11 こっころカンパニー認定書の写し 部  
 12 印 鑑 証 明 書 部 に改める。  
 13 使 用 印 鑑 届 部  
 14 委 任 状 部」

**附 則**

この告示は、平成26年1月6日から施行する。

**島根県告示第832号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
邑智郡美郷町	平成16年度～24年度	57枚	1冊	九日市①	平成25年12月11日

邑智郡美郷町	平成19年度～25年度	27枚	1冊	港	平成25年12月11日
浜田市	平成21年度～25年度	29枚	1冊	古市場1-2	平成25年12月11日
松江市	平成20年度～25年度	29枚	1冊	朝酌①	平成25年12月11日

## 島根県告示第833号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成25年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 後	変 更 前
			売りさばき人の住所 及び売りさばき場所	売りさばき人の住所 及び売りさばき場所
506	江津市江津町1016-48 江津市交通安全協会 会長 室谷 卓治	江津市江津町1016-48	江津市江津町1016-48	江津市嘉久志町イ1860

## 公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成25年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
島肥登録 396号	混合有機質肥 料	混合有機質 肥料	窒素全量 3.0 りん酸全量 4.0 加里全量 2.0	公定規格のと おり	株式会社地力の素舎 島根県松江市玉湯町玉造1420番地 7	平成28年 12月21日

ふるさと島根の景観づくり条例（平成3年島根県条例第34号）第27条第4項の規定により、景観形成住民協定を認定したので、同条第5項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

協定の名称	対象区域	協定締結事項	協定締結者
第2上新町団地 赤瓦 の映える美しいまちづ くり協定	江津学校給食センター、江 津給食センター公園を含む 第2上新町団地	建築物の形態、意匠、色彩及び素材の調 和、敷地の緑化、塀、広告物その他の基 準	江津市

## 特 定 調 達 公 告

島根県財務会計システム開発及び運用・保守業務において、契約予定者を選定するため、次により提案競技を実施する。

平成25年12月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 提案競技に付する事項

### (1) 名称

島根県財務会計システム開発及び運用・保守業務

### (2) 仕様

「島根県財務会計システム開発及び運用・保守業務提案競技要求仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

### (3) 期間

#### ア 島根県財務会計システム開発期間

契約の日から平成28年3月31日まで

#### イ 島根県財務会計システム運用・保守期間

平成28年4月1日から平成38年3月31日まで

### (4) 提案価格の上限額

ア 島根県財務会計システム開発費（運用開始後10年間の分割支払い）：353,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

各年度上限額 35,300,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

イ 島根県財務会計システム運用・保守費（平成28年度から平成37年度までの10年分）：100,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

各年度上限額 10,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

ウ 総額（ア＋イ）：453,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

## 2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

### (1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているものでないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

ケ 国、都道府県又は本県と同程度規模の市町村において、財務会計システムの開発業務又は財務会計サービスの提供業務を過去に受注した実績を有する者であること（共同企業体の代表者としての実績を含む。）。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の瑕疵担保責任

(フ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 共同企業体の代表者は、(1)のケに該当すること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技実施要領の配布

(1) 配布期間

平成25年12月20日（金）から平成26年1月28日（火）までの、閉庁日を除く毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所

島根県出納局会計課新システム開発スタッフ（島根県松江市殿町1番地 島根県庁南庁舎6階）

(3) 配布手続

「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配布場所に設置する提案競技実施要領受領者受付簿に必要事項を記載した者に無償で1部を配布する。

4 提案競技参加資格確認審査に関する事項

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

エ 財務諸表（決算報告書） 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

オ 島根県税の未納の徴収金がない旨の証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

カ 消費税及び地方消費税の滞納がない旨の証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

キ 共同企業体協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

ク 担当者届 1部

ケ 受注実績届 1部（契約書又は契約の事実を確認できる書類の写しを添付すること。）

(2) 提出書類の形式

提案競技実施要領による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成26年1月28日（火）午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着とする。

ウ 提出先

11に同じ。

(4) 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し郵送で通知することとし、平成26年2月4日（火）までに発送する。

5 提案競技に係る質問書

(1) 質問は、期限までに質問書により提出すること。

なお、質問は、ファックス又は電子メールにより受け付ける。

(2) 送付先

ファックス 0852-22-5952

電子メール zaimu-kaihatsu@pref.shimane.lg.jp

(3) 提出期限は、平成26年1月14日（火）午後5時までとする。

(4) 質問に対する回答は、平成26年1月21日（火）までに、提案競技実施要領受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

6 提案書等の提出

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

(1) 提案書等の種類及び部数

ア 提案書等提出書 1部

イ 提案書 9部

ウ 見積書 1部

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成26年2月14日（金）午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着とする。

ウ 提出先

11に同じ。

7 提案の選定方法

(1) 選定の体制

ア 島根県財務会計システム開発及び運用・保守業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。

イ 審査委員会による審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

(2) 選定の手順

ア 第1次審査

提案競技参加資格審査において参加資格があると認められた提案者の提案について、提案書に関する書面審査を行い、仕様書の要件を明らかに満たさない提案については失格とする。

イ 第2次審査

第1次審査で選定された提案者による提案書に関するプレゼンテーション及び操作性に関するデモンストレーションを実施して提案内容を把握し、審査する。

ウ 契約予定者の決定

イの審査結果をもとに契約予定者を決定する。

(3) 選定方法

ア 提案内容が、仕様書の要求要件を全て満たしており、かつ、提案価格が上限額の範囲内である提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、別途定める「評価基準」に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により算出する。

(4) 第1次審査結果及び第2次審査日時の通知

郵送で通知することとし、平成26年2月下旬頃までに発送する。

(5) 第2次審査の実施

平成26年3月上旬を予定している。

(6) 第2次審査結果及び契約予定者の通知

第2次審査実施後、速やかに郵送で通知する。

(7) その他

その他、提案者の選定方法等に関する詳細については、提案競技実施要領に定める。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(6) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により契約予定者と随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合などは審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から契約仕様書による見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上、定める。

10 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション及びデモンストレーションに要する費用は、提案者の負担とする。

11 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県出納局会計課新システム開発スタッフ

電 話 0852-22-5951

ファックス 0852-22-5952

電子メール zaimu-kaihatsu@pref.shimane.lg.jp

12 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required: Updating a financial accounting computer system, 1 set (System migration, system development, operation and maintenance, operative support etc.)
- (2) Deadline for submission of proposal documents: 17:00 February 14, 2014
- (3) Contact point for the notice: Shimane Prefectural Government, Bureau of the Treasury Accounting Division 1 Tono-machi, matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501 Japan TEL 0852-22-5951